

京都市上下水道局告示第46号

昭和16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成27年10月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

第2項中第31号を第32号とし、第28号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 京都農業協同組合

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)